

(様式1)

校種	小・中 どちらかに○	学校番号	56	学校名	宇都宮市立新田小学校
----	---------------	------	----	-----	------------

令和2年度 学校経営計画

1 教育目標

(1) 基本目標

人間尊重の精神を基盤とする、知・徳・体の調和のとれた、心身ともに健康で人間力豊かな児童の育成

(2) 具体目標（具体的な児童生徒像など）

《目指す児童像》

【仲良く】 よく考える子ども：規範意識をもち、自ら考え、進んで学べる子ども
思いやりのある子ども：自他のよさに気付き、共に伸びようとする子ども

【強く】 体力のある子ども：心身ともに健康で気力や体力に満ちた子ども

【たくましく】 はたらく子ども：目標の実現に向けて粘り強く取り組める子ども

2 学校経営の理念

学校教育目標の具現化を目指して全教職員が一丸となり、家庭・地域と信頼し合い、創意と活力にあふれた充実した教育活動の展開を通して、目指す学校像に迫る。

《目指す学校像》

- 子どもたちが、「友達大好き・運動大好き・勉強大好き・地域大好き」と言える学校
- 教職員が互いに磨き合い、若い力が育つ「働きがいのある学校」
- 保護者にとって、「通わせて安心な学校」
- 地域住民にとって、「地域の誇りに思える学校」

3 学校経営の方針

学校経営の理念に基づいた「目指す学校像」の実現に向け、宇都宮市の掲げる「第2次宇都宮市学校教育推進計画」及び「第2次学校教育スタンダード」を踏まえ、以下の方針による学校経営を実践する。

- ① 子どもたちが、「友達大好き・運動大好き・勉強大好き・地域大好き」と言える学校づくり
 - ・すべての児童にとって居がいのある温かい雰囲気の学級経営を行い、不登校を未然に防ぎきめ細かな支援の充実を推進する。
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいた「いじめを生まない指導の充実」及び、道徳科を核とした、人間尊重の精神（生命・人格・人権・人間愛の尊重）の涵養に努める。
 - ・自己肯定感・自己有用感を高める工夫を積極的に行い、認め励ます教育を推進する。
- 「宇都宮モデル」を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、および、読書活動や家庭学習の充実等を通じた読解力を育成するための工夫を積極的に行う。

○児童の地域行事への積極的な参画の促進や各種ボランティア活動の工夫と意識づけ、及び郷土への愛情を育む学習の推進を通し、学級・学校・地域の一員である意識をもたせる。

○児童の実態に基づいた「元気アップ教育」及び、食に関する指導を推進し、運動に親しもうとする態度や健康を管理する能力の育成に努める。

② 教職員が互いに磨き合い、若い力が育つ「働きがいのある学校」づくり

・県の「学校における働き方改革推進プラン」、及び市の「児童と向き合う時間の充実のためのアクションプラン」に基づき、「勤務時間を意識した働き方」「業務改善の取り組み」の推進を図る。

・暗黙知、及び学年や世代を越えた指導技術等の伝達・共有を通して、互いに刺激し合い、磨き合うことで、教師力を高める。

・適切な報連相による情報共有による組織的な課題解決や協働による組織力の向上に努める。

③ 保護者にとって、「通わせて安心な学校」づくり

・積極的な情報発信やきめ細かで誠意のある対応を心がける。

・適切な児童理解・観察を通してよさを認め、積極的に伝えるようにする。

・交通安全教室や避難訓練などを通して、児童自らが危険を予測し回避する行動力を身に付ける指導を強化する。

④ 地域住民にとって、「地域の誇りに思える学校」

・学校支援ボランティアや下校ボランティアなど、学校を支えてくれる方々への感謝の心を育むよう努める。

・学校だよりやHP等による情報発信を積極的に推進する。

・地域学校園や児童会の取り組み、及び家庭との連携を生かした「あいさつ運動」を通して、規範意識を高める取り組みを推進する。

[若松原地域学校園教育ビジョン]

「つなげよう学び 鍛えよう心と体 共にのびよう WGS 学校園」

4 教育課程編成の方針

(1) 教育課程の編成に当たっては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法及び同施行規則、小学校学習指導要領、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、県及び市教育委員会の学校教育推進（学校教育スタンダード）の方向を踏まえて適切に編成する。

(2) 学校教育目標や本年度の学校経営の方針及び努力点・具体策、並びに学校課題に即して、地域や学校の実態、児童の心身の発達の段階と特性を十分考慮し、教育課程編成のための視点を明確にして全職員の創意を生かした教育活動を実施し、人間として知・徳・体の調和のとれた児童の育成を図る適切かつ、一貫性のある教育課程・各種年間指導計画を作成する。

(3) 「社会に開かれた教育課程」の視点に立ち、社会の変化に向き合い適切に対応していくため、学校教育を通して育むべき資質・能力を教育課程全体の構造の中で明確に示す

る。

- (4) うつのみやマネジメントシステムによる評価等を踏まえ教育課程を編成する。
- (5) 市の「令和2年度指導の重点」を編成に反映させる。

5 今年度の重点目標（「小中一貫教育・地域学校園」に関する重点目標は文頭に○）

(1) 学校運営

目指す児童像のキーワード「仲よく 強く たくましく」を目指し、地域協議会のテーマトークと児童の願いから生まれた合言葉「友達大好き・運動大好き・勉強大好き・地域大好き」の浸透を図って、地域と共にある特色ある学校づくりを推進する。

(2) 学習指導 「自ら学びに向かう児童の育成」

～科学の目を持ち、対話しながら深め合う授業展開の工夫～

- ・ 望ましい学習態度、習慣の定着 ・ 学力向上に向けての実効性のある対応

○ 学ぶ意欲を高める授業づくり ・ 新しい分野への対応(プログラミング教育・宇都宮学)

- ・ 宮・未来キャリアパスポートを活用したキャリア教育の充実

(3) 児童生徒指導 「自他への思いやりの心を持ち、豊かな人間関係を築くことができる児童の育成」

～ 正しい言葉遣いと礼儀，学年・学級経営の充実を基盤として ～

- ・ 基本的な生活集団の定着と規範意識の醸成

○ 望ましい集団づくりにつながるよりよい人間関係づくり

- ・ 家庭・地域・関係機関との連携

(4) 健康（体力・保健・食・安全）

健康(体力・保健・食・安全)「自らの健康に関心を持ち、望ましい生活習慣を身に付けようとする児童の育成

～ 生活習慣の改善を目指した保健指導の取組を中心として ～

○ 健康の保持増進

○ 運動の日常化

○ 食に関する指導の充実

○ 家庭・地域との連携協力

6 学習指導，児童生徒指導，健康（体力・保健・食・安全）に関する取組

※ 様式2～4参照

7 特色ある学校づくり等に関する取組

(1) 育てたい資質・能力

- ① 相手とコミュニケーションを図り、自分でよく考えることができる力
- ② 地域や集団の一員として、決まりを守り、場に応じた対応ができる判断力
- ③ 自他のよさに気づき、思いやりの心を持って接することができる実践力

(2) 具体的取組（提案型予算「頑張る学校プロジェクト」に関する取組には文頭に◇）

○ 「友達大好き」プラン：◇異学年による交流活動の充実とあいさつ運動の推進

○ 「運動大好き」プラン：◇立腰教育を取り入れた、気力・体力を育む教育活動の推進

○ 「勉強大好き」プラン：◇理科の授業研究を中心とした授業改善による、学びを楽しむ子どもの育成。

◇読書活動の推進等を通じた読解力の育成

○「地域大好き」プラン：「集団の一員」意識を高めるボランティアプロジェクトの推進。

8 本市の重点施策・事業との関連

(1) 地域とともにある学校づくり（「魅力ある学校づくり地域協議会」との連携・協働を含む）

①基本的考え

学校・保護者・地域が目標や方針を共有し協力・協働して子どもを育てる意識を高めるため、新田小学校地域協議会の学校運営への参画を促進し、地域の人的・物的資源を有効に活用した教育活動の充実に努める。

②主な取組

- ・地域協議会テーマトークを通して、児童の実態・課題、指導の対策や方策を共有する。
- ・「盆踊り大会」「まちづくり協議会イベントへの参加・協力」等、地域の行事への参画
- ・地域の教育資源を有効に活用した体験活動の実施
- ・学習支援ボランティアの積極的活用

(2) 小中一貫教育・地域学校園

①基本的考え

若松原地域学校園教育ビジョン「つなげよう学び 鍛えよう心と体 共にのびよう WGS 学校園」の具現化を図るため、小学校入学から中学校卒業・進路の実現までの9年間の学校教育を、「かかわる教職員の思いと責任を共有し連携をして、児童生徒のそれぞれの発達段階に応じた一貫性のある教育や指導として」、継続的に実践する。

② 主な取組

- ・児童生徒が意欲的に取り組む授業づくりを通じた学力向上のための活動の推進。
- ・集団や社会の一員としての自覚をもたせるための交流ボランティア。
- ・健康・体力・食育に関する、地域学校園の児童生徒の実態把握と体力向上のための活動。
- ・児童生徒、教職員の交流に関する企画についての調整、及び地域学校園内の学校事務や学校図書館に係る相互支援体制の確立と、教職員の交流の促進。

(3) 不登校対策

①基本的考え

自己肯定感を高める指導と学級の支持的風土づくりの推進を基本に、早期発見・早期対応、緊密な家庭との連携体制の確立、チームでの対応により、児童と保護者に寄り添った指導を徹底する。

②主な取組

- ・教育相談やQ-U検査の結果の活用などに基づく、未然防止と早期発見
- ・不登校対策委員会による、適切な個別の適応支援計画の策定と組織的な対応
- ・「1日休んだら電話、2日続けて休んだら家庭訪問」の徹底。